

清瀬市告示第78号

電子による制限付き一般競争入札に係る告示について

清瀬市契約事務規則（昭和61年清瀬市規則第4号）第7条および清瀬市制限付き一般競争入札実施要綱第3条の規定に基づき下記のとおり告示する。

令和6年4月9日

清瀬市長 澁谷 桂司

記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 件 名 (仮称) 南部地域複合施設新築工事及び中央公園整備工事
- (2) 工 事 場 所 清瀬市指定場所
- (3) 工 事 概 要 清瀬市立中央公園内に図書館を含む複合施設（RC造地上2階建て、建築面積1330.39㎡、延べ床面積1745.06㎡）の建築、駐車場、付帯設備を含む外構整備を行う。また、中央公園の整備を同時に行うとともに、公園内に鉄道車両を搬入し、修繕を行う。
全体工期は、2工期に分け、複合施設建設後に図書館機能に移転し、現図書館の解体撤去を含む公園の2期工事を行う。
- (4) 工 期 本契約締結日の翌日から令和8年10月15日
第1期工期 令和7年12月末まで（予定）
第2期工期 令和8年1月から令和8年10月15日まで（予定）
- (5) 入 札 方 法 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）による電子入札

2 制限付き一般競争入札に参加できる者の資格要件

参加資格を有する者は、次の(1)から(10)までに掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、共同企業体において建設企業が2社以上となる場合は、1社は全ての資格要件を満たすこととし、共同企業体の参加要件等は(8)によるものとする。

- (1) 参加者が所属又は代表する法人が、清瀬市制限付き一般競争入札実施要綱第5条に規定する入札参加資格を有すること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、「建築工事業」の特定建設業許可を有すること。

- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき等をいう。）にないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 次に掲げる項目のいずれにも該当しない者であること。
- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者
 - ③ その役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者が暴力団の構成員等である者
- (6) 監理技術者及び現場代理人が属する企業において、平成20年以降に、延べ床面積が1,500㎡以上の公共施設の新築工事に係る建築一式工事を元請として受注し、完了した実績を有すること。
- (7) 次の①、②及び③の要件を満たす監理技術者又は主任技術者を、建設業法の定めるところにより専任で配置できること。
- ① 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。
 - ② 参加表明書の提出日において、参加者の組織と3か月以上の直接的な雇用関係があること。
 - ③ 監理技術者又は主任技術者として、延べ床面積が1,500㎡以上の公共施設の新築工事の実績があること。
- (8) 共同企業体の参加要件等
- 参加者が共同企業体（以下「JV」という。）である場合は、次に掲げる要件を全て満たすこと。
- ① 共同企業体の方式は特定建設工事共同企業体（特定JV）であること。
 - ② JVの構成員は3社以内とし、且つ、当該構成員のうち、最小の出資者の出資割合が、構成員の数が2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上あること。
 - ③ JVの構成員の代表企業は、出資比率が他の構成員を上回り、且つ、施工能力が高く、中心的役割を担う者とし、制限付き一般入札参加資格審査における提出書類にて明らかにすること。

- ④ 監理技術者及び現場代理人は、代表企業から選出すること。
- (9) 関係会社について複数の者の入札参加はできず、一者に限ることとする。
 なお、関係会社とは会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者、親会社を同じくする子会社同士にある者、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている者をいうこととする。
- (10) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

3 入札スケジュール

入札公告から開札までのスケジュールは以下のとおり。

内容	日付	備考
入札公告	令和6年4月9日(火)	
入札参加受付期間	令和6年4月9日(火)～令和6年4月22日(月) 17時まで	第4 参照
設計図書の閲覧期間	令和6年4月9日(火)～令和6年5月27日(月)	第5 参照
現地確認の受付	令和6年4月9日(火)～令和6年4月11日(木) 17時まで	第7 参照
現地確認(中央公園)	令和6年4月15日(月)～令和6年4月16日(火)	第7 参照
現地確認(鉄道車両)	令和6年4月17日(水)～令和6年4月19日(金)	第7 参照
制限付き一般競争入札参加資格審査の結果	令和6年5月2日(木)	第6 参照
質疑	令和6年5月2日(木)～令和6年5月13日(月) 正午まで	第8 参照
質疑への回答	令和6年5月17日(金)	第9 参照
入札期限	令和6年5月24日(金) 17時まで	第10 参照
開札日時	令和6年5月27日(月)	第11 参照

4 制限付き一般競争入札参加資格審査の申請方法

(1) 申請方法

電子調達サービスにより、「清瀬市制限付き一般競争入札参加資格確認申請書」および「4(3)提出書類」および「4(5)共同企業体(JV)で参加する場合」に示す書類をファイルとして送信すること。

(2) 申請期間

令和6年4月9日から令和6年4月22日 17時まで

(3) 提出書類

電子調達サービスによる申請書送信時または電子メールにてファイルとして送信すること。提出期間は「4(2) 申請期間」と同日とする。

(電子メールの場合、メール送信後に電話で受信確認をすること。)

- ① 建設工事等競争入札資格審査受付票の写し
- ② 「建設業の許可について(通知)」及び「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写し(建設共同企業体の場合、構成員全員のもの)
- ③ 様式1 監理技術者又は主任技術者届出書
- ④ 様式2 同種工事の施工実績

(4) 電子メールの場合の提出先等

- ・提出先 清瀬市総務部総務課契約検査係
- ・電話番号 042-497-1840
- ・メールアドレス kei_yaku@city.kiyose.lg.jp

(5) 共同企業体(JV)で参加する場合

電子調達サービスのシステムの都合上、本件(単体およびJVの混合入札)は、「JV案件」としてではなく「単体案件」として登録している。そのため、JVで参加する場合は、代表構成員(第1順位)の事業者が電子調達サービスにおいて入札参加資格確認申請を行うこと。

また、JVで参加する場合は「(3) 提出書類」に加えて、以下の書類を併せて提出すること。

- ① 様式3 共同企業体の名称と構成員の出資の割合
- ② JV協定書の写し

(6) 入札参加における制限

- ・入札参加者が単体企業である場合、他の参加者であるJVの代表構成員を含む構成員となることはできないものとする。
- ・入札参加者がJVである場合、その代表構成員を含む構成員は他の参加者である単体企業又はJVの代表構成員を含む構成員となることはできないものとする。

5 設計図書等を示す日時及び場所

- ・日時 告示の日から令和6年5月27日
- ・場所 清瀬市ホームページ

(<https://www.city.kiyose.lg.jp/sigotosangyou/keiyakunyuusatu/1013601/1013603.html>)に掲載するので、入札参加希望者は設計図書等をダウンロードし、あらかじめ内容を確認しておくこと。

6 制限付き一般競争入札参加資格審査の結果通知等

制限付き一般競争入札参加資格審査の結果は、電子調達サービスより「一般競争入札参加資格確認結果通知書」を送付する。

・送付日 令和6年5月2日

7 現地確認

以下のとおり現地確認希望申請を受け付ける。

(1) 現地確認ができる者

入札参加資格確認申請をする予定の者、または入札参加資格確認申請をした者

(2) 現地確認希望申請の提出方法

「様式4 現地確認希望申請書」を以下の送付先まで電子メールで送付すること。

※送信後に必ず以下の送付先へ電話連絡をし、電子メールの到達確認をすること。

※電話等、口頭による希望申請はできないものとする。

【送付先】

- ・清瀬市経営政策部未来創造課
- ・メールアドレス：mirai_sozo@city.kiyose.lg.jp
- ・電話番号：042-497-1802

(3) 現地確認希望申請受付期間

令和6年4月9日から4月11日 17時まで

(4) 現地確認の日時

以下の期間内で清瀬市が指定した日時とする。

- ①中央公園 令和6年4月15日(月)～令和6年4月16日(火)まで
- ②鉄道車両 令和6年4月17日(水)～令和6年4月19日(金)まで

※時間は午前9時から午後5時までの間で概ね2時間程度。

※②の鉄道車両の現場は「埼玉県三郷市新三郷ららシティ」付近。

(5) その他

現地確認時に質疑は受け付けないものとする。現地確認の結果、質疑がある場合は、「8 質疑」に記載の質疑受付期間内に行うこと。

8 質 疑

本入札に関する質疑は、様式5 質疑書に必要事項を記載の上、電子調達サービスの質問登録より送信すること。

・期間 令和6年5月2日から令和6年5月13日 正午まで

※電子調達サービス以外（電話、口頭等）による質疑は回答しないものとする。

9 回 答

令和6年5月17日 17時までに電子調達サービスにより全参加事業者に回答する。ただし、質疑がない場合は通知しない。

10 入札

(1) 入札期限

令和6年5月24日 17時まで

(2) 留意事項

①入札の手続きについては、特に指定がある場合を除き電子調達サービスを利用して行う。

②入札参加者は、電子入札参加者心得、工事請負契約書（案）、設計図書及び現場を熟覧のうえ総価により入札すること。

③入札した金額に当該金額の100分の10に相当する額（消費税相当額）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするため、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

④入札の際、内訳書を入札書提出画面より入力すること。内訳書の入力がない入札は無効となるため注意すること。なお、「12 再入札」に記載のある再入札を実施した際は、再入札時の内訳書の添付は不要とする。ただし、落札業者決定後、落札業者のみ内訳書を提出すること（落札業者決定後、市より落札業者へ連絡する）。

11 開札日時

- ・日時 令和6年5月27日 午前9時
- ・場所 電子調達サービス

12 再入札

- (1) 開札を行った結果、落札候補者となるべき者がいない場合には、ただちに当該入札時に予定価格を超過した価格をもって入札した者のみを対象として再入札を行う。
- (2) 再入札の回数は2回とする。
- (3) 再入札の締切日時および開札日時(目安としては、再入札1回目は「11 開札日時」と同日13時頃、2回目は同日16時頃)については、電子調達サービスにより通知する。

13 予定価格

事後公表とする。

14 最低制限価格

予定価格の10分の9.2から10分の7.5の範囲で設定し、事後公表とする。最低制限価格を下回る入札書は無効とし、失格とする。

15 入札保証金

免除とする。

16 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上を納付するものとする。

17 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 当該制限付き一般競争入札に参加する資格のない者のした入札。
- (2) 申請内容に虚偽の記載があったとき。
- (3) 電子入札参加者心得に違反した入札をしたとき。
- (4) 清瀬市指名競争入札参加者指名停止基準の規定による指名停止及び指名保留を受けていないこと。

18 支払方法

前払金40%内（限度額1億円）、中間前払金20%内（限度額5千万円）
又は部分払い及び竣工払い

19 その他

- (1) 入札において、事故が起きた場合や不正な行為があると認めた場合は入札を中止し、または延期することがある。
- (2) 本件は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定めるところにより、議会において付すべき契約に該当するため、令和6年清瀬市議会第2回定例会（6月議会）の議決後に本契約を締結する。そのため、落札決定後は落札業者と工事請負契約についての仮契約（協議）を行う。なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。また、このことで仮契約の相手方に損害が生じても、清瀬市は一切の責任を負わない。
- (3) 契約書は、清瀬市の指定した工事請負契約書を使用するものとする。約款については、電子調達サービスホームページの入札情報「お知らせ情報」より確認すること。
- (4) 入札参加資格を得た者が入札日までに当該案件の参加資格要件を欠くことになった時、又は参加申請書の内容に虚偽の記載事項があった時は、入札に参加できないこととする。
- (5) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、建設業法その他関係法令を遵守すること。